

答申第 875 号

諮問第 1543 号

件名：旅行命令書の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分のうち審査請求の対象となった部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 2 月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 3 月 2 日付けで行った一部開示決定を取り消し、職員番号及び通勤手当利用区間を除く部分の開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

- 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
- ア 審査請求人が、開示請求した行政文書は、県教育委員会尾張教育事務所（以下「県尾張教育事務所」という。）の所長（以下「県尾張教育事務所所長」という。）の、2016 年 8 月 25 日～9 月 5 日の旅行命令書である。
  - イ 開示された文書は、旅行期間が 8 月 26 日、8 月 30 日、9 月 2 日の旅行命令書 3 件である。
  - ウ 県教育委員会は、旅行命令書の開示に当たって、8 月 26 日については、「用務先」（江南市役所）、「金額情報等」、「経路」等を開示したが、8 月 30 日及び 9 月 2 日については、それらを不開示とした。
  - エ 県教育委員会は、条例第 7 条第 2 号に該当するとして、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示としたが、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等の開示により、個人の識別は不可能であるから、当該判断は、違法不当である。
  - オ そもそも、公務員が、いつ、どこへ出張し、そのためにどのような経路で、いくら必要としたか、求める県民に明らかにする義務がある。8 月 26 日の旅行命令書のように「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を開示すべきである。
  - カ 県教育委員会は、審査請求人が先に行った行政文書開示請求と結び付

け、本件審査請求における不開示部分＝「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を開示すると、個人が特定される旨、口頭説明した。しかし、先の行政文書開示請求において、個人関連情報は不開示とされており、今回、審査請求人の請求どおり「用務先」、「金額情報等」、「経路」等が開示された場合でも、両者を突合しても個人の特定はできない。

さらに付け加えるならば、上記先行する開示請求において、

- ・ 審査請求人「県尾張教育事務所長は、関係教育長に対し、いつ事情聴取を行ったのか」
- ・ 県尾張教育事務所「8月30日、9月2日」

とのやり取りがあったことは事実であり、また、この確認の上で、本件旅行命令書の開示請求を行ったことも事実である。そして、県教育委員会は、そのことにより審査請求人に「事情聴取された教育長」が特定されることを避けるために、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示にしたわけであるが、そもそも行政文書としての旅行命令書について判断すべきであり、開示請求者の「認識状況」を勘案して開示・不開示が判断されてはならないのである。

審査請求人は、先行する開示請求において、「事情聴取された教育長」の氏名を明らかにするべきと考えるが、百歩譲って、当該教育長の特定を避けたいとの判断を是とするならば、質問に答えて聴取日を明らかにした県教育委員会（県尾張教育事務所）に非があるのであって、旅行命令書の「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示にするのは、本末転倒である。

キ よって、本件不開示は違法、不当であるから、審査請求の趣旨のとおり、開示を求める。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成28年8月25日から同年9月5日までの間に県尾張教育事務所長が命じられた旅行命令について、パーソナルコンピュータ上の画面を出力したものである。

本件行政文書には、旅行申請日、旅行命令日、旅行期間、職員番号、職員氏名、予算科目、用務名、通勤手当利用区間、経路情報、旅行経路、金額情報等が記載されている。

職員番号は、職員ごとに付与される固有の番号であり、職員の人事、給与、共済事務等に関する広範な情報を管理するために使用されているものである。

通勤手当利用区間は、通勤手当が支給される区間として認定された交通機関の駅名等が記載されている。

経路情報には、出発地、用務先等が記載されている。

旅行経路には、出発地及び用務先間の経路が記載されており、愛知県三の丸庁舎から用務先の最寄り駅の名称等が記載されている。

金額情報等には、利用した交通機関ごとの金額等が記載されている。

そのうち開示しないこととした部分は、別表の1欄に掲げる文書1（以下「文書1」という。同欄に掲げる文書2以下も同様とする。）については、職員番号及び「個人の居住地」として不開示とした職員の住所地の最寄り駅の名称（以下「職員番号等」という。）であり、文書2及び文書3については、職員番号等並びに「その他特定の個人を識別できる部分」として不開示とした用務先、金額（鉄道運賃）、合計金額、請求可能金額、用務先の最寄り駅の名称、区間、併給調整、経由地及び路線名（以下「用務先等」という。）である。

(2) 当該旅行命令の用務内容について

文書1に係る旅行命令における用務内容は、人事用務のため江南市教育委員会へ出張したというものである。次に、文書2及び文書3に係る旅行命令における用務内容は、平成24年度から平成27年度までの間に、教科書発行者2社が複数の教職員等に対し贈答品を渡し、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為が確認されたことを受け、贈答品を受領したとされる者に対し、贈答の事実の確認及び教科書採択への関与の有無を聞き取るために、それぞれ関係市町村教育委員会教育長に対し聞き取りを行ったというものである。なお、それらの調査の結果、教科書採択の公平さ及び公正さに疑義を抱かせた者とされた関係市町村教育委員会教育長始め関係教職員について、服務上の措置に関する調査が行われた。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「「職員番号」及び「通勤手当利用区間」の不開示部分を除き、すべてを開示すること。」と主張していることから、開示しないこととした部分のうち、職員番号等を除いた部分である用務先等の不開示情報該当性について説明する。

イ 贈答品を受領した教育長が存在することは公表されており、県尾張教育事務所長が関係市町村教育委員会教育長に対して事情聴取を行った日を、県民等の求めに応じて提供する情報として取り扱っていることに鑑みると、用務先等は、聞き取り先である市町村教育委員会の名称が推察され、聞き取り相手が判明することにより服務上の措置に関する調査が行われた教育長が特定されることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）に該当する。

以上のことから、用務先等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

よって、用務先等は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 本件において、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当しない。

なお、旅行命令による旅行は公務員の職務の遂行に係る情報であり、旅行者の所属及び氏名は開示しているが、開示しないこととした用務先等は、開示することにより、服務上の措置に関する調査が行われた市町村教育委員会教育長の特定につながるため不開示としたものである。服務上の措置に係る情報は、当該教育長の職務の遂行の内容に係る情報ではないため、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、用務先等は、条例第7条第2号に該当する。

#### (4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「県教育委員会は、条例第7条第2号に該当するとして、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示としたが、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等の開示により、個人の識別は不可能であるから、当該判断は、違法不当である。」とし、「そもそも、公務員が、いつ、どこへ出張し、そのためにどのような経路で、いくら必要としたか、求める県民に明らかにする義務がある。8月26日の旅行命令書のように「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を開示すべきである。」、「先行する開示請求において、審査請求人「県尾張教育事務所長は、関係教育長に対し、いつ事情聴取を行ったのか」、県尾張教育事務所「8月30日、9月2日」とのやり取りがあったことは事実であり、また、この確認の上で、本件旅行命令書の開示請求を行ったことも事実である。そして、県教育委員会は、そのことにより審査請求人に「事情聴取された教育長」が特定されることを避けるために、「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示にしたわけであるが、そもそも行政文書としての旅行命令書について判断すべきであり、開示請求者の「認識状況」を勘案して開示・不開示が判断されてはならないのである。」、「(審査請求人の「県尾張教育事務所長は、関係教育長に対し、いつ事情聴取を行ったのか」という)質問に答えて聴取日を明らかにした県教育委員会(県尾張教育事務所)に非があるのであって、旅行命令書の「用務先」、「金額情報等」、「経路」等を不開示にするのは、本末転倒である。」と主張している。

この点、審査請求人に対して、県尾張教育事務所長が関係市町村教育委員会教育長に対して事情聴取を行った日を明らかにしたのは事実である。しかし、当該事情聴取日については、求められれば審査請求人以外に対しても提供する情報であり、特定の開示請求者の「認識状況」を勘案して開示・不開示を判断しているわけではない。

そして、用務先等を開示すれば、事情聴取日と照合し、特定の個人を識

別することができるため、条例第7条第2号に該当する。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成28年8月26日、同月30日及び同年9月5日に県尾張教育事務所長が命じられた旅行命令に係る旅行命令書であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、本件審査請求書において、職員番号及び通勤手当利用区間を除く部分の開示を求める旨記載している。当審査会において本件行政文書を見分したところ、審査請求人が記載した「通勤手当利用区間」は、実施機関が個人の居住地その他特定の個人を識別できる部分として不開示とした部分のうち、弁明書において「職員の住所地の最寄り駅の名称」と説明する部分であると認められ、実施機関の説明するとおり、本件不開示部分のうち、職員の住所地の最寄り駅の名称及び職員番号は、本件審査請求の対象となっていないことが認められる。よって、当審査会においては、以下、用務先等の不開示情報該当性について判断する。

##### (3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書きからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、用務先等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、用務先等が公になれば、県尾張教育事務所長が本件旅行命令を受けて出張した用務先が明らかになることが認められた。

用務先等は、通常であれば、県尾張教育事務所長が本件旅行命令を受けて出張した用務先が明らかになるのみであって、特定の個人が識別されるものではない。しかしながら、実施機関によれば、平成 28 年 8 月 30 日及び同年 9 月 2 日に県尾張教育事務所長が贈答品を受領したとされる市町村教育委員会教育長に対して事情聴取を行ったという事実は、実施機関に対して求めがあれば提供する情報であるとのことである。したがって、これらの日の県尾張教育事務所長の用務先が明らかとなれば、用務先の市町村の市町村教育委員会教育長に対して贈答品の受領に関する事情聴取が行われたことが明らかになるものであるため、用務先等は、当該教育長の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

よって、用務先等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ また、用務先等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。また、事情聴取が行われた市町村教育委員会教育長は公務員であるが、贈答品を受領し、懲戒処分等の調査の対象となったという事実は、当該教育長の職務の遂行の内容に係る情報ではない。したがって、用務先等は、同号ただし書ハに該当しない。さらに、用務先等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは、明らかである。

エ したがって、用務先等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

#### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 実施機関が開示しないこととした部分
文書1 旅行命令書 (尾張教育事務所長：8月26日分) 文書2 旅行命令書 (尾張教育事務所長：8月30日分) 文書3 旅行命令書 (尾張教育事務所長：9月2日分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の居住地その他特定の個人を識別できる部分</li> <li>・職員番号</li> </ul>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 2. 16	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 4. 18 (第547回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 6. 21 (第551回審査会)	審議
30. 7. 20 (第553回審査会)	審議
30. 8. 16	答申